

伊勢原市特別定額給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金給付事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 特別定額給付金の給付対象者（以下「給付対象者」という。）は、令和2年4月27日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日時点において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの及び基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして市区町村長が認めるものを含む。）とする。

(申請・受給権者)

第3条 特別定額給付金の申請・受給権者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 給付対象者の属する世帯の世帯主（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者））
- (2) 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別に行っている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において本市に住民票を移しておらず、次のアからウまでの要件のいずれかを満たしている旨を本市に申し出たもの

ア その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体も含む。）が発行した確認書を含む。また、親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市区町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

(3) 次のアからカまでのいずれかに該当する児童等（児童（基準日時点で満18歳に満たない者（平成14年4月28日以降に生まれた者）をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（児童以外の基準日において、原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））をいう。以下同じ。）（以下「施設入所等児童等」という。）であって、基準日において、当該施設入所等児童等が入所等している施設等（本市に所在するものに限る。）の所在地にその住民票を移していないもの

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者（児童福祉法に規定する里親に規定する保護者をいう。以下同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について（平成29年3月31日付雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」により、委託されているものに限る。）

イ 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規

定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入所又は入院している者に限る。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により障害者総合支援法に規定する介護給付費等の支給を受けて、又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設、若しくは日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

オ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業

等の実施について」により、入居している者に限る。)

カ 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(4) 次のア又はイのいずれかに該当する者（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であって、基準日において、当該措置入所等障害者・高齢者が入所等している施設等の所在地（本市に所在するものに限る。）にその住民票を移していないもの

ア 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

イ 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

(5) 居住が安定していないいわゆるホームレスの者や事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であって、基準日においていずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者のうち、基準日の翌日以降、本市において住民基本台帳に記録されたもの

(6) 現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると本市に申し出た者（以下「申出者」という。）について、法務局等において無戸籍者として把握していることの証明を受けたもののうち、市長が相当と認めるもの

（給付額）

第4条 特別定額給付金の給付額は、給付対象者1人につき100,000円とする。

（給付対象者リストの作成）

第5条 市は、特別定額給付金給付事業の実施に当たり、基準日の終了時点の住民基本台帳における氏名、住所等を記載した給付対象者リスト（以下「リスト」という。）を作成し、これに基づき給付を行う。

（申請受付開始日及び申請期限）

第6条 特別定額給付金の給付に係る申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期間は、やむを得ない場合を除き、次条第2項第1号に規定する申請方式の申請受付開始日から3か月とする。

（申請の方式）

第7条 市は、リストに基づき、申請・受給権者に対し、特別定額給付金申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）その他の書類を送付する。ただし、書類を送付するより以前に、次項第2号の規定による申請があった場合は、この限りでない。

2 申請・受給権者による申請は、次の各号のいずれかの方式によって行う。ただし、感染拡大防止に留意する観点から、第1号及び第2号に掲げる方式を基本とする。

(1) 郵送申請方式 申請・受給権者が申請書を郵送により市に提出する方式

(2) オンライン申請方式 マイナンバーカードを所持している申請・受給権者がマイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から電子申請をする方式

(3) 窓口申請方式 申請・受給権者が申請書を市の窓口提出する方式

3 申請・受給権者は、定額給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を市に提出又は提示すること等により、申請・受給権者本人による申請であることを証することとする。

（給付の方式）

第8条 市による給付は、次の各号のいずれかの方式により行う。ただし、第2号に掲げる方式は、申請・受給権者が金融機関に口座を開設していない等、第1号に掲げる方式による給付が困難な場合に限り行うこととする。

(1) 口座振込方式 市が申請・受給権者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口現金受領方式 市が窓口で現金により支給する方式

（代理による申請）

第9条 申請・受給権者に代わり、代理人として第7条第2項第1号及び第3号の申

請を行うことのできる者は、原則として次に掲げる者に限るものとする。

- (1) 基準日において申請・受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人など）
- (3) 親族その他の平素から申請・受給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

2 代理人が定額給付金の給付の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出することとする。この場合、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認することとする。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつてはリストにより、同項第2号又は第3号の者にあつては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（給付決定及び給付）

第10条 市長は、第7条及び前条の規定により提出された申請書を受け取った場合は、速やかに内容を確認の上、特別定額給付金の給付を決定し、特別定額給付金給付決定通知書（第2号様式）により申請・受給権者（その代理人を含む。）に通知し、特別定額給付金を給付するものとする。

（特別定額給付金の給付に関する周知等）

第11条 市は、特別定額給付金給付事業の実施に当たり、給付対象者及び申請・受給権者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知に努めることとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 市が第7条第1項の規定に基づく申請書等の文書の送付を行い、また、前条の規定に基づき周知を行ったにもかかわらず、申請・受給権者から申請期限までに第7条第2項の規定による申請が行われなかった場合は、申請・受給権者が定額給付金の受給を辞退したものとみなす。

2 市が第10条の規定に基づき給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等、申請・受給権者の責めに帰すべき事由により給付ができなかった場合において、市が申請・受給権者又はその代理人に連絡・確認に努めた上でなお補正等が行われなかったときは、給付の申請が取り下げられたものとみなす。

(不正利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により特別定額給付金の給付を受けた者があるときは、既に給付を受けた特別定額給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 特別定額給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、特別定額給付金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和2年4月30日告示第68号)

この告示は、令和2年4月30日から施行する。

特別定額給付金 申請書

宛て先	伊勢原市長 様	申請日	2020年 月 日
下記の事項に同意の上、本人確認書類及び口座確認書類を添えて申請します。 【同意事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・受給資格の確認にあたり、市区町村の保有する公簿等で確認が行われること。 ・公簿等で確認できない場合には、関係書類の提出に応じること。また、他の市区町村に居住の確認をさせていただくことがあること。 ・口座の不備等で振り込みが完了せず、申請受付開始から3ヶ月後までに、市区町村が、申請者（代理人も含む）に連絡・確認できない場合、この申請を取り下げられたものとみなされること。 ・他の市区町村で重複して特別定額給付金を受給した場合には、返還に応じること。 ・住民基本台帳に記載されている世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合には、返還に応じること。 			
住所			
フリガナ		生年月日	
氏名	署名（又は記名押印）※	連絡先	※昼間に連絡可能な電話番号を記入してください

本人確認書類を添付してください。

※代理申請の場合

(フリガナ) 代理人氏名	申請者との関係	代理人住所	世帯主氏名	署名（又は記名押印）
上記のものを代理人と認め、特別定額給付金の { 1申請・請求 2受給 3申請・請求及び受給 } を委任します			世帯主氏名	署名（又は記名押印）
該当する番号に○ 法定代理の場合は委任方法の選択は不要				

<給付対象者>

氏名	生年月日	続柄	特別定額給付金を	市区町村事務処理欄
1			<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要	
2			<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要	
3			<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要	
4			<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要	
5			<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要	
6			<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要	
7			<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要	
8			<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要	
9			<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要	
10			<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 不要	

※誤りがあれば朱書きで訂正してください。 対象人数 給付額 円

<受取方法>

口座の有無	<input type="checkbox"/> 金融機関の口座がある	<input type="checkbox"/> 金融機関の口座がない、又は金融機関から著しく離れた場所に住んでいる	やむを得ず窓口で受取 この申請書は郵送せず、市区町村の窓口へ提出してください。
口座振込で受取 (申請者ご本人名義の口座に限ります)			左記口座で伊勢原市と入出金(引去又は振込)した実績のあるもの
⇒ 郵便局の通帳に振込の場合 ⇒ 銀行口座に振込の場合	通帳の記号 1 0 - 1	実績 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 市県民税の引落 <input type="checkbox"/> 固定資産税の引落 <input type="checkbox"/> 児童手当の振込	
口座名(カナ) カナ 銀行 金庫 信組 本店 信連 農協 漁協 支店 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号	添付書類 振込先口座がわかるもののコピー 不要		

提出の前に必要な添付書類をご確認ください

- 申請者の「本人確認書類」
代理申請（受給）を行う場合は、代理人の本人確認書類の写しも添付してください。
- 振込先口座がわかるもの
伊勢原市と入出金(引去又は振込)した実績のある口座を選択した場合には省略できます。

振込先口座がわかるものの添付

のりしろ

申請者の「本人確認書類」の添付

のりしろ

特別定額給付金支給決定通知書

様

年 月 日付で提出のありました特別定額給付金申請書の内容を審査しました結果、次のとおり支給を決定しましたので通知いたします。

年 月 日

伊勢原市長 高山 松太郎



1 支給決定額 _____ 円

支給対象者

2 支給予定日 年 月 日

3 支給方法 指定口座への振込
(申請書「受取方法」に記入された振込金融機関)

この通知書は、給付が完了するまで大切に保管してください。

※振込口座情報記載不備による振込不能の場合は、本通知書が届いても振り込まれない場合があります。

事務担当は、伊勢原市
電話